15	令和4年3月30日	水曜日	官	報	(号外第 68 号)
				会	医師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。 医師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。 政令第百三十一号 政令第百三十一号 医師法施行令(昭和二十三年法律第二百一号)第十七条の二第一項の規定に基づき、この政令を内閣は、医師法 (昭和二十八年政令第三百八十二号)の一部を次のように改正する。 医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十二号)の一部を次のように改正する。 (法第十七条の二第一項の政令で定める医業) 附 則 附 則

 \bigcirc)医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十二号)(抄)【令和五年四月一日施行】医師法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

改 正 案	現	行
交付とする。 (法第十七条の二第一項の政令で定める医業は、処方箋の (法第十七条の二第一項の政令で定める医業)	(
第十四条(略)(医師試験委員)	第十三条 (略) (医師試験委員)	
第十五条 (略)	第十四条(略)(公表事項)	
第十六条(略)(事務の区分)	第十五条(略)(事務の区分)	

(傍線部分は改正部分)